

# 農地いきいき再生支援事業について

## 〈 事業概要 〉

県は、遊休農地の再生利用を促進するため、再生利用に要する経費（刈り払い、抜根、深耕、整地、土壌改良及び放牧に係る簡易牧柵の整備等）に対して補助金を交付します。

## 〈 補助金額 〉

再生利用する遊休農地の面積10a当たり3万円

※遊休農地を再生する手段は問わないため、業者に依頼せずに自己所有の機械により刈り払い・抜根等を行う場合や地域のボランティア活動により草刈りを行う場合、放牧により除草を行う場合等であっても、要件を満たせば3万円/再生面積10aが交付されます。

## 〈 主な要件 〉

- ① 農地法第32条第1項第1号に該当する農地（いわゆる遊休農地）を再生利用すること（原則、農用地区域内に限る。）
- ② 再生作業に係る経費が6万円/10a以上と見込まれること（裏面の簡易判定フロー参照）
- ③ 再生後の農地において5年間以上耕作すること（耕作できない期間の保全管理を含む）

※ 詳細な要件は、事前に下記の相談先にお問い合わせください。

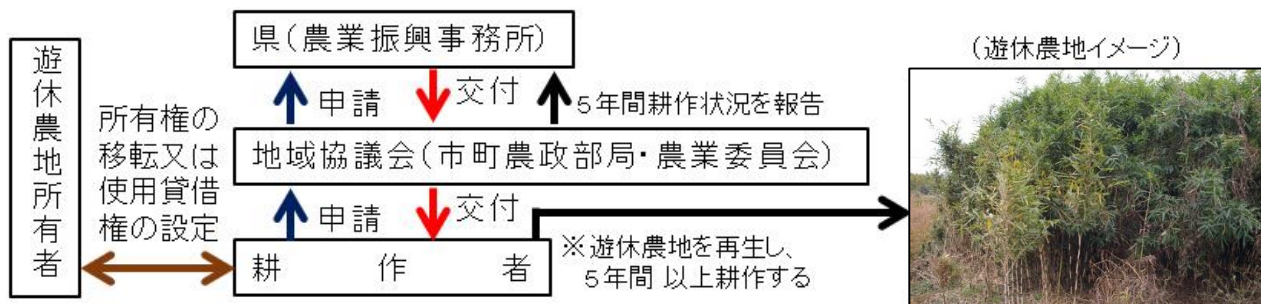
## 〈 交付対象者 〉

所有権の移転（売買等）や使用貸借権の設定により遊休農地を再生利用する農業者又は農業者で構成する団体に対して交付する。

（注）同一世帯間で権利を設定する場合及び賃貸借により権利を設定する場合は交付対象外

（注）遊休農地を所有している者が、自ら再生利用する場合は交付対象外

## 〈 事業概略図 〉



## 〈 相談先 〉

遊休農地の所在市町を管轄する県農業振興事務所企画振興課（※）又は地域協議会（市町農政部局・農業委員会）に御相談ください。

※ 県農業振興事務所企画振興課の連絡先

河内(028-626-3061)、上都賀(0289-62-5236)、芳賀(0285-82-4720)、下都賀(0282-23-3425)、塩谷南那須(0287-43-1252)、那須(0287-23-2151)、安足(0283-23-1455)

# 要件適合性 簡易判定フロー

**START**

※作業を予定している項目の口にチェックを記入

径が6cm超の灌木(低木)が生えている

いいえ → 灌木(低木)が生えているが径が6cm以下

いいえ → (草、笹のみ)



- 刈り払い作業 26,000円/10a
- 雑木等の集積 20,000円/10a
- 雑木等の運搬 14,000円/10a
- 伐根 38,000円/10a
- 伐根後の集積 20,000円/10a
- 伐根の運搬 10,000円/10a

- 刈り払い作業 18,000円/10a
- 雑木等の集積 20,000円/10a
- 雑木等の運搬 14,000円/10a
- 伐根 33,000円/10a
- 伐根後の集積 20,000円/10a
- 伐根の運搬 10,000円/10a

- 刈り払い作業 16,000円/10a
- 雑木等の集積 20,000円/10a
- 雑木等の運搬 8,000円/10a

**均平(表土の移動)が必要**

- はい
- 均平作業実施 39,000円/10a (ブルドーザー、パワーハロー等使用)



いいえ

**深耕が必要(以下のいずれかが必要か)**  
 ・根域の拡大 ・耕盤の破壊(排水を良好にする) ・土壤病害の抑制 ・天地返して宿根性雑草の減

- はい
- 深耕実施 10,000円/10a (プラウ使用)



いいえ

**トラクター等で荒耕起が必要**

- はい
- 荒耕起回数1回 6,000円/10a
  - 荒耕起回数2回 13,000円/10a
  - 荒耕起回数3回以上 19,000円/10a

いいえ

**土壤改良が必要**

- はい
- 土壤改良実施 50,000円/10a

欄の合計額 \_\_\_\_\_ 円

合計額が

- ・60,000~100,000円 → 支援対象
- ・100,000円~ → 別途要件あり【※1】

**【※1】**

□多面的機能支払交付金実施要綱における活動計画に位置付けされた区域内的の農地は支援対象外となりますが、位置付けられていない農地は支援対象となります。

**【補足】**

□本紙は、補助金の支援要件である10a当たりの施工費を確認するための資料であり、実際の施工費を試算するものではありません。(実際の施工費は業者から事前に見積書を取得されることをお勧めいたします。)

□施工は、例示以外の機械でも構いませんし、業者に依頼する場合に限らず、自己所有の機械で行う場合でも、支援対象となります。